

PRPとオペレーションPRPとCCPプランの比較

項目	PRP	オペレーションPRP	CCPプラン
ハザードの記述	要求なし	文書化が必要 8.5.4.1a)	文書化が必要 8.5.4.1a)
管理手段の特定	PRPの確立は文書化要求あり 8.2.1 8.2.4	文書化が必要 8.5.2.4 OPRPを明確に 8.5.2.4.1	文書化が必要 8.5.2.4 CCPを明確に 8.5.2.4.1
許容水準、許容限界または処置基準の設定	許容水準の決定、及び決定の根拠に関する文書化が必要 8.5.2.2.3	処置基準 8.5.4.1b 8.5.4.2 測定可能または観察可能なもの 8.5.4.2 設定根拠文書化要求 8.5.4.2	許容限界 8.5.4.1b) 8.5.4.2 測定可能なもの 8.5.4.2 設定根拠文書化要求 8.5.4.2
モニタリング手順	文書化が必要 8.2.4	文書化が必要 8.5.4.1c) 8.5.4.3 モニタリングの責任者 8.5.4.3f) 使用するモニタリング方法又は装置 8.5.4.3b) モニタリング頻度 8.5.4.3d) 信頼できる測定又は観察を検証するための同等の方法 8.5.4.3c) 記録の要求 8.5.4.3.e) モニタリング結果の評価に関する責任者 8.5.4.3g) モニタリング方法及び頻度は、失敗の起こりやすさ及び結果の重大さに釣り合ったものでなければならない モニタリングが観察(例えば、目視検査)による主観的データに基づいている場合は、方法は指示書又は仕様書によって裏付けなければならない	文書化が必要 8.5.4.1c) 8.5.4.3 モニタリングの責任者 8.5.4.3f) 使用するモニタリング方法又は装置 8.5.4.3b) モニタリング頻度 8.5.4.3d) 校正方法 8.5.4.3c) 記録の要求 8.5.4.3.e) モニタリング結果の評価に関する責任者 8.5.4.3g) モニタリング方法及び頻度は、タイムリーに製品の隔離及び評価ができるように、許容限界内を超えることをタイムリーに検出できるものでなければならない
逸脱時の修正・是正	10.1	文書化が必要 8.5.4.4 修正 8.9.2 是正処置 8.9.3 (影響を受けた製品の特定と取扱(8.9.4)に従って、不適合の原因の究明と 食品の安全に関する不適合の結果の決定を行う リリース 8.9.4.2 (OPRPsの処置基準を満たせなかったために影響を受けた製品は、条件が合えば出荷できる)	文書化が必要 8.5.4.4 修正 8.9.2 是正処置 8.9.3 (安全でない可能性のある製品(8.9.4)として取り扱う) (許容限界を満たせなかったために影響を受けた製品は、出荷せず、8.9.4.3に従って取り扱う)
責任・権限	文書化要求なし	OPRPごとに文書化が必要 8.5.4.1e) モニタリング 8.5.4.3f)	文書化が必要 8.5.4.1 モニタリング 8.5.4.3f)
検証	文書化が必要 8.2.4 8.8.1 記録が必要 8.8.1	文書化が必要 8.8.1b) 記録が必要 8.8.1	文書化が必要 8.8.1b) 記録が必要 8.8.1
管理手段の組合せの妥当性確認	該当なし	管理手段の妥当性確認として要求あり 8.5.3	管理手段の妥当性確認として要求あり 8.5.3
文書化した情報の更新	要求あり 8.2.1 8.6	要求あり 8.6	要求あり 8.6